

災害時におけるレンタル機材提供等の協力に関する協定書

大阪市福島区役所(以下「甲」という。)と、株式会社アクティオ(以下「乙」という。)は、地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)におけるレンタル機材提供等の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して住民生活の安定を図るため、乙の保有するレンタル機材等(以下「機材等」という。)の提供協力に関する事項を定めるものとする。

(機材等提供の協力要請)

第2条 災害時において、甲が機材等を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の機材等の提供について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、または電話、電信その他の情報通信手段をもって要請し、以降速やかに文書を提出するものとする。

(機材等提供の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で機材等の優先提供及び運搬に協力するものとする。

(機材等の運搬等)

第4条 機材等の運搬は、乙が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 機材等の引き渡し場所は、甲と乙がその都度協議して決定するものとする。

(費用)

第5条 乙が提供した機材等の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて機材等の運搬業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、大阪市防災・減災条例第27条の例によるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をそれぞれ定めるものとする。

2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義や変更が生じた事項については、この協定を円滑に推進するために、その都度協議を行うものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、初年度については協定締結の日から当該年度末の3月31日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後同様の効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 大阪市福島区大開 1-8-1
大阪市福島区長

乙 東京都中央区日本橋 3-12-2
株式会社 アクティオ
代表取締役